

# 建設工事の下請契約に係る関係書類の変更について

令和 8 年 3 月 9 日  
契約検査管理課契約係担当

建設工事の契約締結を行った事業者から、監督員を通して契約検査管理課に提出していただく下請負人の通知方法について、より一層の工事書類の簡素化を図り事業者の負担軽減につなげる観点から、令和7年3月26日付け通知より下記のとおり変更いたします。

記

## 1 下請負人の通知方法（監督員を通して契約検査管理課に提出）

### いままでの方法

《着手後》

#### ○一次下請

「施工体制台帳」の写、「施工体系図」の写  
※下請契約書の写（又は請書の写）添付(注)  
※建設業退職金共済組合加入確認書類を添付

#### ○二次以下下請

「施工体系図」の写  
※下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)  
※建設業退職金共済組合加入確認書類を添付

#### 【時期】

- ・下請契約締結後、下請工期開始前日までに提出
- ・新たな下請契約の度に提出
- ・「施工体系図」の写は、変わる度に提出

《完成通知時》

#### ○一次下請

#### ○二次以下下請

※変更後又は追加分の下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)（当初契約から変更がなければ、提出不要）

※単価契約の場合は、最終的な総額がわかる内訳書等の提出

### 変更後

《着手後》

#### ○一次下請

「施工体系図」の写  
※下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)

#### ○二次以下下請

「施工体系図」の写  
※下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)

#### 【時期】

- ・下請契約締結後、下請工期開始前日までに提出
- ・新たな下請契約の度に提出
- ・「施工体系図」の写は、変わる度に提出

《完成通知時》

#### ○一次下請

#### ○二次以下下請

※変更後又は追加分の下請契約書の写（又は請書の写）添付(注1)（当初契約から変更がなければ、提出不要）

※単価契約の場合の内訳については、完成検査時に確認するため、書類の提出は不要

受注者が作成する必要がある「施工体系図」を活用しますが、金額を確認するため、二次以下の下請の場合も、「下請契約書（又は請書）」の写の添付をお願いいたします。

(注) 契約書（請書）の写を契約検査管理課に提出する際、標準約款の場合は省略可

## 2 完成時提出書類「下請負人実績及び建設業退職金共済証紙貼付実績書」について、最終契約額の記載欄及び六次下請までの記載欄を追加。

3 該当工事 令和7年4月1日以降の契約で、工事完成が令和8年4月1日以降のもの。

## 4 その他事項

令和6年10月1日付け公正取引委員会の通知により、下請契約において、手形期間を60日以内に短縮する、できる限り現金払とするなど支払条件の改善に努めることとされていることから、受注者は本通知内容を準拠のうえ、下請業者に対し適切な支払を行うようお願いいたします。